

男女共同参画審議会規則をここに公布する。

平成 14 年 3 月 29 日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県規則第 39 号

男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）第 3 条の規定に基づき、男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画社会づくり条例（平成 14 年兵庫県条例第 11 号）第 9 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による男女共同参画計画の決定又は変更に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項に関すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関して必要と認める事項について、知事に建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満としないものとする。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

## 男女共同参画審議会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、男女共同参画審議会規則（平成14年兵庫県規則第39号）（以下「規則」という。）第8条の規定により、男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 会長又は部会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

### (会議の公開)

第3条 会議（部会を含む）は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### (会議録)

第4条 会議を開いたときは、議事の概要を作成する。

- 2 議事の概要は公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに、前条ただし書きに該当する事項は除く。

### (委員以外の出席)

第5条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

### (文書による意見の開陳等)

第6条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長又は部会長の求めに応じて、会議において、文書又は代理者の出席により、その意見を開陳することができる。

- 2 前項の規定により、会議において、その意見を開陳した場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

### (文書による議決への参加等)

第7条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長又は部会長の許可を受けたときは、会議において、文書又は代理者の出席により、議決に加わることができる。

- 2 前項の規定により、会議において、議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

### (その他)

第8条 全体の企画調整については、審議会でも検討するほか、必要に応じて、会長、部会長等による会議を開催することができる。

### 附 則

この規程は、平成14年9月13日から施行する。



## 男女共同参画審議会傍聴要領

### 第1 趣旨

この要領は、男女共同参画審議会運営規程第3条第2項に基づき、男女共同参画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 傍聴人

傍聴人とは、審議会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

### 第3 会議の開催周知

- (1) 会議の開催は、事前にインターネットや県広報誌等により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 周知内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

### 第4 会議非公開の決定

男女共同参画審議会運営規程第3条第1項ただし書きによる会議の非公開については、会議において決するものとする。

### 第5 傍聴人の定員等

傍聴人の定員は会長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

### 第6 傍聴の申出等

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、審議会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者が会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。  
なお、会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えない場合については、会議の開催予定時刻まで先着順で傍聴を認める。
- (3) 傍聴人は事務局職員の指示に従って、会議開催時刻までに会議室に入場すること。  
なお、会議開会後の入場は認めない。

### 第7 傍聴証の着用

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式第2号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

### 第8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

### 第9 撮影、録音等の許可

- (1) 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、審議会の許可を得た場合はこの限りでない。

- (2) 上記(1)ただし書の規定により審議会の許可を得ようとする者は、許可願（様式第3号）を審議会に提出しなければならない。

#### 第10 報道関係者の取扱い

- (1) 報道関係者は、上記第5及び第6の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
- (2) 上記第7から第9までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

#### 第11 会議秩序の維持

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、会長、部会長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

#### 第12 傍聴人の退場

傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはいできない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反し、会長又は部会長が退場を命じたとき。

#### 附 則

この規程は、平成14年9月13日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1号)

傍 聴 申 出 書

平成 年 月 日開催  
男女共同参画審議会

番 号	住 所	氏 名

(様式第2号)

NO.
傍 聴 証
男女共同参画審議会
平成 年 月 日

(様式第3号)

写 真 撮 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	平成 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	
フラッシュ 使用の有無	有 ・ 無
備 考	
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>男女共同参画審議会 会 長 (部会長) 様</p> <p>申込者 印</p>	